

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

三重国民年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年3月まで
② 昭和58年1月から61年3月まで

申立期間①については、国民年金への加入を親に勧められ、強制加入の制度だから必ず加入するよう言われた記憶が有る。加入手続と国民年金保険料の納付は母親がしてくれた。

申立期間②については、任意加入期間であったが、毎月、役場か銀行に行って国民年金保険料を納付していた。資格喪失手続をした記憶は無く、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間①を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年10月に払い出されていることから、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるが、調査の結果、申立期間当時申立人が居住していた市においては、当時、過年度保険料の納付書を発行し、市役所内の金融機関において納付することが可能であったとみられる上、申立期間①当時同居していた申立人の両親は申立期間①の保険料を納付済みであることなどを勘案すると、あえて申立期間①のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和58年1月の時点で国民年金の任意加入の喪失手続を行った記憶は無いとしているものの、申立人が所持している国民年金手帳には、同年1月29日に被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、当該手帳に記載された資格喪失日は、市の記録及びオンラ

イン記録とも一致しており、申立期間②は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人が所持する昭和 60 年 2 月から同年 12 月までの家計簿には、毎月、「年金」として 1 万 4,630 円の記載が有るが、申立期間②の国民年金保険料額と大きく相違している上、申立人は、記載した金額には国民年金保険料以外の保険料も含まれているとしているものの、国民年金保険料以外の保険の名称、金額等について記憶していないほか、国民年金保険料は同年 4 月に引き上げられているが、家計簿の同年 3 月以前と同年 4 月以降の記載金額に変更が無いなど、申立期間②の保険料を納付していた事を裏付けるものとは考えにくい。

加えて、申立期間②について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和36年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月21日から同年4月1日まで

私は、A社B支店に勤務していたが、昭和36年1月21日にC営業所勤務の辞令をもらい転勤した。同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人の在職証明書及び職員名簿の写し並びに同僚の供述から判断すると、申立人が同社で継続して勤務し（昭和36年1月21日にA社B支店から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和36年4月1日の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から22年6月29日まで

私は、第四種被保険者として厚生年金保険に加入するなど厚生年金保険制度について理解している。脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立人は、当該被保険者期間も、申立期間と同じ事業所で勤務しているため、当該期間に係る脱退手当金の請求を失念し、申立期間のみ請求するというのは不自然である。

また、申立人が当時受給可能であったのは、いわゆる短期脱退手当金であるが、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、当該脱退手当金の受給資格を満たしている女性19人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、当該事業所において代理請求がなされていたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

A社B製作所で勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所で確認したところ、記録が無い旨の回答があった。私と一緒に入社した同僚は厚生年金保険の記録が判明しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に入社した同僚の供述及び申立人のA社B製作所への入社から退社するまでの間の勤務状況及び終戦後の工場閉鎖に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される

被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和40年8月3日、資格喪失日は41年1月11日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月3日から41年1月11日まで

私は、昭和37年10月にA社に入社し、62年3月に同社を退職するまで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社本店の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和40年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、41年1月11日に再度被保険者資格を取得したこととなっているが、同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、生年月日の月日及び厚生年金手帳記号番号の番号が1けた異なっている申立人と同姓同名の者の記録があり、その記録には、40年8月3日資格取得、41年1月11日資格喪失と記載されている上、当該被保険者原票の生年月日が申立人の雇用保険の加入記録における生年月日と同日であることを踏まえると、当該被保険者原票は申立人のものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社B支店において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和40年8月3日に取得し、41年1月11日に同資格を喪失した旨を、社会保険事務所に届け出たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 822

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所における資格取得日は、昭和26年6月7日と認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月7日から同年6月18日まで
昭和22年にA社に入社し63年に退職するまで継続して勤務していた。同社C工場の加入記録は見つかったが、26年6月7日から同年6月18日までは空白期間となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社における雇用保険の加入記録、同社から提出された申立人に係る在職証明書及び社員名簿から、申立人が同社B営業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間以外におけるA社の各工場の異動に伴う申立人の厚生年金保険被保険者記録は継続している上、A社の事務担当者は「申立人は、昭和22年に入社して以降、63年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。当社B営業所での資格取得事務手続きの遅れにより申立期間に空白が生じたものと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B営業所における資格取得日は昭和26年6月7日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和24年5月15日）及び資格取得日（昭和24年9月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月15日から同年9月1日まで
② 昭和25年1月1日から27年7月ごろまで

私は尋常高等小学校卒業後の昭和22年4月にB事業所に見習いとして入所した。同事業所は昭和23年5月ごろにA事業所となり、私は同年5月1日に厚生年金保険に加入し、27年7月ごろに退職するまで正社員として同事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚は「申立人がA事業所を一度辞めて、また入社したということはなく、継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人が同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同事業所において昭和23年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、24年5月1日に同事業所が適用事業所でなくなった後の同年5月15日に資格を喪失しており、また、同事業所の適用事業所でなくなった日以降にも被保険者となっている者が確認できる上、申立人を含む二人が同年9月1日に同社において再度被保険者の資格を取得していることから、同事業所が24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、上記の処理は有効なものと認められないことから、申立人は申立期間①について、A事業所における厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、当時同社に在籍していた複数の同僚は、申立期間②当時は個人事業所で厚生年金保険の適用事業所でなかったと供述している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、昭和 25 年 1 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者となっている者はいない。

このほか、申立人の申立期間②における、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月19日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）の回答では、A社B支店に転勤した昭和38年3月19日から同年4月1日までの記録が無いことが分かった。しかし、私は34年4月1日に同社に入社し、平成9年3月31日に退社するまで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社本店から同社B支店への異動については、申立人と同時期に同社B支店に異動した同僚一人は、「申立人と同時期の昭和38年3月下旬に赴任し、Cと一緒に仕事をした。当時は辞令の発令後1週間で赴任することが通例になっていた。」とし、当時の同社B支店の社会保険事務担当者は「厚生年金保険の資格取得、喪失の手続きは発令日で行っていた。」と供述している上、オンライン記録では、同社本店における資格喪失日が昭和38年3月19日となっていることから、同社B支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭

和 38 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和50年8月及び同年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和50年8月1日から同年10月1日まで

A事業所における資格喪失日が昭和51年3月31日になっているが、「退職所得の源泉徴収票」の退職年月日が同年3月31日と記載されていることから、資格喪失日は同年4月1日のはずである。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、標準報酬月額は10月から変更されているが、給料支払明細書に記載されている保険料控除額は8月から変更されている。申立期間②について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給料支払明細書、退職所得

の源泉徴収票及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にA事業所で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のA事業所における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和51年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる昭和50年8月及び同年9月の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている当該期間の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 803

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から50年3月まで

国民年金には昭和50年以降に加入したが、その際、役場の人に「今、20歳までさかのぼって国民年金保険料を全額納付すれば、将来年金を満額もらえる。」と勧められ、1回分3,300円で現金で一括納付し、領収書を受け取った。領収書は引っ越しの際に捨てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年4月は特例納付の実施期間であるが、申立人は、一括納付した時の国民年金保険料は3,300円であったとしているものの、その後、当該金額は当時の保険料額であり、一括納付した金額は記憶していないとするなど、申立期間当時の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年4月に、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付しており、申立人の夫についても、当該期間の保険料を申立人の納付日と同日に納付していることから、当時、申立人及びその夫の保険料の納付は併せて行われていたと考えられるが、町が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、同年6月2日に第2回特例納付及び過年度納付により、36年4月から39年4月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人は、その夫の保険料の遡^{そきゅう}及納付についての記憶も無い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申

立人は、昭和 50 年度から 60 歳到達までの国民年金保険料を納付した場合、年金受給資格を満たすこととなるが、申立人の夫については、その時点で上記^{そきゆう}遡及納付を行わなければ年金受給資格を得ることができなかったことを踏まえると、申立人は、その夫の国民年金保険料について^{そきゆう}遡及納付を行った可能性も考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで
養父から、将来、年金をきちんと受け取れるように国民年金保険料を納付するよう勧められたので、必ず納めている。間を空けることなく納付しているのに、申立期間が未納とされていることに驚いている。記録の訂正をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付方法等の具体的な記憶は無い上、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその養父も他界しているため、納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月 24 日に、第 3 号被保険者資格の取得に伴い払い出されているが、申立期間は婚姻期間で、その夫は共済組合に加入しているため、申立期間については国民年金に任意加入することとなるが、任意加入対象期間については、加入手続を行った時点から遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することはできない上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、市の記録及びオンライン記録共に、申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 49 年 10 月までの期間及び 52 年 6 月から 55 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 49 年 10 月まで
② 昭和 52 年 6 月から 55 年 9 月まで

20 歳の時、当時、民生委員をしており市役所に出向く機会が多かった母親が私の国民年金の加入手続をし、昭和 45 年 6 月ごろに結婚するまで私の国民年金保険料を払ってくれていた。結婚後、母親から、結婚するまでは払っておいたから続けて払うようにと言われ、国民年金手帳を受け取った。その後も滞りなく夫が納めていたはずであるので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親又はその夫が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は他界している上、婚姻後に申立人の保険料を納付していたとするその夫に聴取しても、保険料の納付方法や婚姻後の住所移転等に伴う住所変更手続等についての具体的な記憶は無いほか、申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険の加入期間は、オンライン記録によると、平成 12 年 2 月に整理されたものであることから、申立期間当時、厚生年金保険の加入及び喪失に伴う国民年金の切替手続を実施していなかったことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 11 月に払い出されているが、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人が婚姻後に申立人の母親から受け取ったとする国民年金手

帳の色は、当時作成されていた国民年金手帳の色とは異なっている上、申立人は、その夫は国民年金保険料を納付書により納付していたとしているが、市によると、納付書による保険料の納付は昭和47年4月以降に開始されたとしていることから、申立期間のうち同年3月までは納付書による納付はできず、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 22 日から平成元年 4 月 4 日まで
私は高校卒業後、昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月までの約 1 年間、A 市の B 事業所に勤務していた。
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が B 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所は、登記簿上、A 市内に該当事業所が無い。
また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、申立期間当時の B 事業所の経理担当者及び同僚に照会したところ、いずれも、「当事業所は、厚生年金保険には加入していないため、国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、上記の元経理担当者に係る厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B 事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間については国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 8 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間当時、A社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚及びA社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、A社は平成 12 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 50 年 8 月 21 日資格取得）から*番（昭和 53 年 1 月 5 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 828

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の回答では、A事業所（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 50 年 1 月 1 日となっているが、私は夫と一緒に 52 年 6 月 30 日まで同事業所で働いていた。夫の厚生年金保険の記録は合っているのに私の記録だけ間違っているのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における複数の同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

また、A事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 50 年 1 月 1 日の約 2 か月後の同年 3 月 8 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる上、申立人の夫の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、被扶養者欄に扶養開始年月日は記載されていないが、46 年に出生した申立人の長女の後に申立人の氏名が記載されているため、それ以降に申立人がその夫の被扶養者となったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 14 日から 44 年 5 月 29 日まで
私はA社（現在は、B社）に在籍し、C社の食堂で妻と二人で働いていた。最近、A社における妻の厚生年金保険の記録が見つかり訂正された。私は妻と同じ事業所で同様に勤務していたことから、私の厚生年金保険の記録だけが無いということは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、「当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者資格取得喪失名簿において、申立人の妻が昭和 43 年 9 月 14 日に資格取得し、44 年 5 月 29 日に資格喪失したことは確認できるが、申立人については氏名が見当たらないため厚生年金保険に加入していないと思われる。」との回答があった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に中学校を卒業し、その翌年、A 学校を卒業した後、32 年 4 月から B 社に入社し勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B 社に在籍していた同僚 10 人に照会したところ、申立人を記憶している同僚はいたものの、その入社時期については記憶していない上、複数の同僚が、「同社においては見習い期間があり、入社して直ぐには厚生年金保険に加入していない。」旨供述しているほか、入社日を記憶している同僚 8 人について厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認した結果、本人が記憶している入社時期の 4 か月後から 1 年 4 か月後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社時に合わせて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、オンライン記録によると、B 社は昭和 60 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等とは他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 831

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から45年6月1日まで
私は申立期間当時にA社（現在は、B社）でマイクロバスの運転手をしていました。昼間は事業所内においてリフトで運搬業務をしていました。同社で勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録簿により、申立人が申立期間のうち昭和45年3月21日から同年6月6日までの期間にA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、申立人の人事記録簿においても厚生年金保険証番号欄は記載されておらず、当時の厚生年金保険関係資料も残っていないため不明と回答している。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和44年12月1日資格取得）から*番（昭和45年8月1日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)で年金相談した時にもらった被保険者資格記録照会回答票にはA社の資格取得日が昭和23年10月1日となっていたが、ねんきん特別便の記録には同年11月1日となっていた。同社に入社した時期も同年10月1日であったと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和23年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は昭和41年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚27人のうち連絡先がわかった二人に照会したものの、当時の記憶は不明確であり、申立人の勤務実態等について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。